

令和8年度子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書兼支給認定(現況)申請書

海老名市長 あて

重要事項(裏面)に同意のうえ 次のとおり申請します。

住 所 海老名市

保護者氏名

連絡先 自宅
携帯 (父)
携帯 (母)

申請区分	新規 ・ 更新 ・ 変更 ・ 転入			生年月日 (クラス年齢)	令和 年 月 日 (年齢: R8.3.31現在 歳)
申請児童	ふりがな		男		
	氏 名		女		
個人番号(※)		※ 海老名市に在住又は在住予定の方は記入不要です。			
施設利用開始日		□令和8年4月1日(※1) □その他 (令和 年 月 日)(※2) (※1)年度ごとの申請のため、更新の方で、令和8年4月1日以前からご利用の方についても、利用開始日は令和8年4月1日です。 (※2)変更の場合は、変更希望日を記入してください。 (※3)利用開始日の前月末までに申請が必要です。			
利用する施設名称		【施設所在地 : 市】			
申請する認定区分	□(新)1号認定 (教育標準時間認定 又は施設等利用認定・教育)		保育の必要性なし		保育料のみ補助の対象とさせていただきます。 裏面への御記入は不要です。
	□ 新2号認定 (施設利用給付認定・3歳以上保育)		保育の必要性あり 満3歳到達後の最初の3月31日を経過している者		保育の必要性を確認するため、裏面の①から③のうち必要箇所を御記入の上、④の添付書類の添付をお願いいたします。
	□ 新3号認定 (施設利用給付認定・3歳未満保育)		保育の必要性あり 満3歳到達後の最初の3月31日までの間にある者で、保護者等が市民税非課税者であるもの		

○家庭の状況(申請児童の保護者、保護者以外の同居者)※「保護者以外の同居者」の欄には、住民登録にかかわらず同居している方全員を記入

氏 名		続柄	生年月日 (年齢: 利用開始日現在)		職業・学校・ 保育所等の名称	障がい者手帳 の有無(※)
保護者		父	S・H	. . (歳)		□有
		母	S・H	. . (歳)		□有
（保護者 児童以外 の同居者）			T・S H・R	. . (歳)		□有
			T・S H・R	. . (歳)		□有
			T・S H・R	. . (歳)		□有
			T・S H・R	. . (歳)		□有
			T・S H・R	. . (歳)		□有
			T・S H・R	. . (歳)		□有
出産の予定		□ 有 (予定日 令和 年 月 日) □ 無				
父・母がいない場合 (ひとり親)		1 死亡 2 離婚 3 別居(理由:) 4 未婚 5 その他() 事由発生日 平成・令和 年 月 日				
生活保護の状況		□適用なし □適用あり (平成・令和 年 月 日保護開始)				

(※)「障がい者手帳」とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のことをいいます。

○居住地

	令和7年1月1日現在の住所			令和8年1月1日現在の住所(令和8年1月以降の申請のみ記載)		
父	□市内 □市外 (都 道 府 県 市 区 町 村) □海外	□市内 □市外 (都 道 府 県 市 区 町 村) □海外				
母	□市内 □市外 (都 道 府 県 市 区 町 村) □海外	□市内 □市外 (都 道 府 県 市 区 町 村) □海外				

○祖父母の状況

区分	現況	氏名	年齢	住所	居住形態
父方	祖父	生存・死亡	歳		同・別
	祖母	生存・死亡	歳		同・別
母方	祖父	生存・死亡	歳		同・別
	祖母	生存・死亡	歳		同・別

市記入欄

不足書類 □ 就労証明書(父・母・祖父・祖母・おじ・おば・他) □ その他()
保育が必要な事由 無・有() 変更の場合 区分・保育事由 (→)

●保育を必要とする要件があり、①幼稚園の預かり保育事業 又は ②認可外保育施設等 の利用を希望する世帯は以下をご記入ください。

①幼稚園の預かり保育を利用する方は記入してください。

利用する施設名称	【施設所在地：市】
利用開始日	令和 年 月 日

②認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミサポ事業を利用する方は記入してください。

施設名	利用サービス種別	所在地	利用開始日
	認可外・一時預かり 病児保育・ファミサポ	市	令和 年 月 日
	認可外・一時預かり 病児保育・ファミサポ	市	令和 年 月 日
	認可外・一時預かり 病児保育・ファミサポ	市	令和 年 月 日

③保育を必要とする理由を次のうちから選択してください。（該当するものに☑を付けてください。）

父	☐ ①就労	☐ ④介護・看護	☐ ⑦就学・職業訓練
	☐ ②妊娠・出産	☐ ⑤災害復旧	☐ ⑧その他 ※保育が必要な理由を以下に記載
	☐ ③疾病・障がい	☐ ⑥求職活動中	※()
母	☐ ①就労	☐ ④介護・看護	☐ ⑦就学・職業訓練
	☐ ②妊娠・出産	☐ ⑤災害復旧	☐ ⑧その他 ※保育が必要な理由を以下に記載
	☐ ③疾病・障がい	☐ ⑥求職活動中	※()

※ 保育を必要とする理由に応じて、下記の必要書類を添付してください。（父・母それぞれ必要です。）
18歳以上60歳未満の方（祖父母等）と同居している場合は、父母同様に提出が必要です。

④添付書類

保育を必要とする理由	必要書類
①就労	・就労証明書（指定様式） ※自営業等でご自身又は親族の方が記載する場合は、開業届等の写しが必要です。
②妊娠・出産	・母子手帳の写し（母親の氏名、出産予定日が記載されている箇所）
③疾病・障がい	・診断書（指定様式）又は障害者手帳の写し
④介護・看護	・介護看護の状況を記した申立書（指定様式） ・診断書（指定様式）又は障害者手帳の写し
⑤災害復旧	・罹災証明書等
⑥求職活動	・不要 ※就労後、就労証明書が必要です。
⑦就学・職業訓練	・在学証明書又は学生証の写し ・時間割の写し

○重要事項

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
 - 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給その他施設における給食費の徴収に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供することがあります。
 - 施設等利用費は、市区町村が認めた場合は、申請者に代わり、利用する施設・事業者が受領する場合があります。
 - 認定事務が集中し審査等に日時を要する場合は、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、審査結果のお知らせを延期する場合があります。
 - 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
 - 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第59条の2に規定する事業（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。
- 以上のことに同意し、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、施設等利用給付に係る認定を申請します。

令和8年度子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書兼支給認定(現況)申請書

海老名市長 あて

重要事項(裏面)に同意のうえ 次のとおり申請します。

住 所 海老名市 中新田377番地

保護者氏名 海老名 さつき

連絡先 自宅 046-235-4824
携帯 (父) 080-1234-5678
携帯 (母) 090-1234-5678

申請区分	新規 ・ 更新 ・ 変更 ・ 転入		生年月日 (クラス年齢)	令和 2年 5月 5日 (年齢: R8.3.31現在 5 歳)
申請児童	ふりがな	えびな いずみ		
	氏 名	海老名 いずみ 男 女		
個人番号(※)		※ 海老名市に在住又は在住予定の方は記入不要です。		
施設利用開始日	☒ 令和8年4月1日(※1) ☐ その他 (令和 年 月 日)(※2) (※1) 年度ごとの申請のため、更新の方で、令和8年4月1日以前からご利用の方についても、利用開始日は令和8年4月1日です。 (※2) 変更の場合は、変更希望日を記入してください。 (※3) 利用開始日の前月末までに申請が必要です。			
利用する施設名称	有馬幼稚園 【施設所在地: 海老名 市】			
申請する認定区分	☒ (新)1号認定 (教育標準時間認定 又は施設等利用認定・教育)		保育の必要性なし	保育料のみ補助の対象とさせていただきます。 裏面の記載は不要です。
	☐ 新2号認定 (施設利用給付認定・3歳以上保育)		保育の必要性あり 満3歳到達後の最初の3月31日を経過している者	保育の必要性を確認するため、裏面の①から③までを御記入の上、 ④の添付書類の添付をお願いいたします。
	☐ 新3号認定 (施設利用給付認定・3歳未満保育)		保育の必要性あり 満3歳到達後の最初の3月31日までの間にある 者で、保護者等が市民税非課税者であるもの	

住民登録上、世帯分離をしていますが、同居している場合は記入が必要です。
2世帯であることが外観から明らかな場合(別棟のとき、玄関が別のとき)は、不要です。

録にかかわらず同居している方全員を記入

					職業・学校・ 保育所等の名称	障がい者手帳 の有無(※)
保護者	海老名 望	父	S・H	2. 5. 15 (35 歳)	株式会社〇〇	☐ 有
	海老名 さつき	母	S・H	8. 4. 25 (29 歳)	〇〇株式会社	☐ 有
(保護者 児童以外 の同居者)	白石 保	祖父	T・S H・R	41. 8. 1 (59 歳)	農業	☐ 有
	白石 扇	祖母	T・S H・R	43. 12. 12 (57 歳)	農業	☐ 有
	白石 勝男	叔父	T・S H・R	10. 11. 18 (27 歳)	株式会社〇〇	☐ 有
	白石 めぐみ	叔母	T・S H・R	15. 7. 29 (22 歳)	大学生	☐ 有
				(歳)		☐ 有
出産の予定		☐ 有 (予定日 令和 年 月 日) ☒ 無				
父・母がいない場合 (ひとり親)		1 死亡 2 離婚 3 別居(理由:) 4 未婚 5 その他() 事由発生日 平成・令和 年 月 日				
生活保護の状況		☒ 適用なし ☐ 適用あり (平成・令和 年 月 日保護開始)				

(※)「障がい者手帳」とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のことをいいます。

○居住地

令和7年1月1日現在の住所				令和8年1月1日現在の住所(令和8年1月以降の申請のみ記載)			
父	☒ 市内 ☐ 市外 (都 道 府 県 市区 町 村)	☐ 海外		☒ 市内 ☐ 市外 (都 道 府 県 市区 町 村)	☐ 海外		
母	☒ 市内 ☐ 市外 (都 道 府 県 市区 町 村)	☐ 海外		☒ 市内 ☐ 市外 (都 道 府 県 市区 町 村)	☐ 海外		

○祖父母の状況

区分	現況	氏名	年齢	住所	居住形態
父方	祖父 生存・死亡		歳		同・別
	祖母 生存・死亡	有馬 泉	61 歳	北海道登別市中央町6-11	同 別
母方	祖父 生存・死亡	白石 保	59 歳	海老名市中新田377番地	同 ・別
	祖母 生存・死亡	白石 扇	57 歳	海老名市中新田377番地	同 ・別

市記入欄

不足書類 ☐ 就労証明書(父・母・祖父・祖母・おじ・おば・他) ☐ その他()
保育が必要な事由 無・有() 変更の場合 区分・保育事由 (→)

●保育を必要とする要件があり、①幼稚園の預かり保育事業、又は②認可外保育施設等を利用を希望する世帯は以下をご記入ください。

破線内は、保育を必要とする要件があり、「幼稚園の預かり保育事業」又は「認可外保育施設等」を利用する世帯のみ記入してください。

①幼稚園の預かり保育を利用する方は記入してください。

利用する施設名称	【施設所在地：市】
利用開始日	令和 年 月 日

②認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミサポ事業を利用する方は記入してください。

・年度当初の申請の場合は4月1日と記入してください。
・年度途中での申請の場合は提出日の翌月1日を記入してください。

施設名	利用サービス種別	市	令和 年 月 日
	認可外・一時預かり 病児保育・ファミサポ	市	令和 年 月 日
	認可外・一時預かり 病児保育・ファミサポ	市	令和 年 月 日
	認可外・一時預かり 病児保育・ファミサポ	市	令和 年 月 日

③保育を必要とする理由を次のうちから選択してください。（該当するものに☑を付けてください。）

父	☐ ①就労 ☐ ②妊娠・出産 ☐ ③疾病・障がい	☐ ④介護・看護 ☐ ⑤災害復旧 ☐ ⑥求職活動中	☐ ⑦就学・職業訓練 ☐ ⑧その他 ※保育が必要な理由を以下に記載 ※()
母	☐ ①就労 ☐ ②妊娠・出産 ☐ ③疾病・障がい	☐ ④介護・看護 ☐ ⑤災害復旧 ☐ ⑥求職活動中	☐ ⑦就学・職業訓練 ☐ ⑧その他 ※保育が必要な理由を以下に記載 ※()

※ 保育を必要とする理由に応じて、下記の必要書類を添付してください。
18歳以上60歳未満の方(祖父母等)と同居している場合は、父母

18歳以上60歳未満の方が同居している場合は、その方の就労証明書等、保育を必要とすることがわかる書類も必要です。

④添付書類

保育を必要とする理由	必要書類
①就労	・就労証明書(指定様式) ※自営業等でご自身又は親族の方が記載する場合は、開業届等の写しが必要です。
②妊娠・出産	・母子手帳の写し(母親の氏名、出産予定日が記載されている箇所)
③疾病・障がい	・診断書(指定様式)又は障害者手帳の写し
④介護・看護	・介護看護の状況を記した申立書(指定様式) ・診断書(指定様式)又は障害者手帳の写し
⑤災害復旧	・罹災証明書等
⑥求職活動	・不要 ※就労後、就労証明書が必要です。
⑦就学・職業訓練	・在学証明書又は学生証の写し ・時間割の写し

○重要事項

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給その他施設における給食費の徴収に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供することがあります。
- 施設等利用費は、市区町村が認めた場合は、申請者に代わり、利用する施設・事業者が受領する場合があります。
- 認定事務が集中し審査等に日時を要する場合は、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第59条の2に規定する事業(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、施設等利用給付に係る認定を申請します。